

資料4-1	H21.3.27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成21年度障害福祉サービス報酬 改定等に伴う支給決定の取扱いについて

平成21年3月27日
千葉県障害者自立支援課

1 趣旨

平成21年度障害福祉サービス報酬改定に際し、基本報酬、加算等が新設されたことに伴う一部の障害福祉サービス等の現支給決定者の方に係る取扱いについてお知らせするものです。

2 障害福祉サービスにおける取扱い

(1) 特別地域加算創設に係る決定

ア 趣旨

標記加算が創設されたことにより、対象となる方について「特別地域加算対象者」として職権で支給決定を行います。

イ 対象者

国の定める中山間地域に居住し、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）、重度障害者等包括支援、指定相談支援の支給決定を受ける方

→ 現在の支給決定者中対象者無し

ウ 事務処理について

○ 本加算の対象となるサービスの欄に「特別地域加算対象」と記載するとともに、受給者証の当該サービス欄にも同様の文言を記載します。なお、加算の決定ですので支給量は記載しません。

(2) 短期入所の重度障害者支援加算創設に係る支給決定

ア 趣旨

基準を満たす重度の障害者等が短期入所を利用する際に付される標記加算の対象者について、職権で「重度支援」対象者として支給決定します。

イ 対象者

短期入所の支給決定者で重度障害者等包括支援の対象者

ウ 事務処理について

(1)と同様に処理します。なお、決定通知書及び受給者証に記載する文言等は「重度支援対象」です。

※ 重度障害者等包括支援の対象者は(3)でご案内する拡充後の対象者の方です。

(3) 重度障害者等包括支援の対象者変更に係る支給決定の見直し

ア 趣旨

重度障害者等包括支援の対象者要件のうち、「気管切開を伴う人工呼吸を行っている者」が「人工呼吸を行っている者」に変更されたことにより、新しい基準により本サービスの対象者となる方を確認し職権で支給決定を行います。

イ 対象となる支給決定内容

(ア) 重度訪問介護(15%加算対象者への変更)

(イ) 短期入所の重度障害者支援加算

ウ 事務処理について

記載事項等の事務取扱いについては、現在の支給決定と同様です。

(4) 医療型の短期入所の日中預かり創設に係る同サービスの支給決定内容の見直し

ア 趣旨

現在は短記入所が宿泊のみの利用であるのが、重症心身障害児者等の方が利用する医療型の短期入所のみ日中預かりによる利用が可能となることにより、一部の方について、障害福祉サービスの短期入所及び地域生活支援給付支給の日中一時支援(日中預かり型)について決定量等を見直す必要があると思われます。

イ 対象者

現在日中一時支援(日中預かり型)の「重症心身障害者児」又は「遷延性意識障害者児」を支給決定している方

ウ 事務処理について

対象者あて通知文を送付し、支給量変更等の利用申請を勧奨します。

なお、支給量変更の決定に際しては、すぐに区窓口に来課できない方について、国の報酬改定に伴う変更申請となることを考慮し、より円滑にサービスを利用していただけるよう支給決定の適用日に可能な限り配慮いたします。

3 地域生活支援給付における取扱い

(1) 特別地域加算創設に係る決定

ア 趣旨

移動支援について、障害福祉サービスと同様に標記加算を創設することにより、対象者について「特別地域加算対象者」として支給決定を行います。

イ 対象者

障害福祉サービスにおいて国の定める中山間地域に居住し、移動支援の支給決定を受ける者

→ 現在の支給決定者中対象者無し

ウ 事務処理について

2－(1)と同様に処理いたします。

4 その他

- 平成21年4月1日付で、多くの方の支給決定の更新や軽減措置の延長手続きが重なること等から、3月31日までに受給者証の更新が終了しない可能性ございますので、事業者の皆様におかれましては、対象と思われる利用者の方のお手元の決定通知書等を確認いただき、対象となるか否かのご確認にご協力ください。
- 受給者証等の記載事項につきましては、国の事務処理に係る要領等で指示がない限り、本市におきましては本資料のとおりといたしますのでご留意ください。

5 決定通知書及び受給者証への記載例

(1) 障害福祉サービス

ア 決定通知書

支給決定内容	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
	居宅介護	通院等介助(身体伴う) 10時間/月 特別地域加算対象	平成21年4月1日～平成22年3月31日
		印	

イ 受給者証

(二)

介護給付費の支給決定内容	
障害程度区分	5
認定有効期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
サービス種別	居宅介護
支給量等	通院等介助(身体伴う) 10時間/月 特別地域加算対象 検

(2) 地域生活支援給付 ア 決定通知書

支給決定内容	サービスの種類	単価区分	支給量	有効期間
	移動支援	—	移動支援(身体介護を伴う) 10時間／月 特別地域加算対象	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで
			印	

イ 受給者証

(二)

支給決定内容			
サービスの種類	単価区分	支給量	有効期間
移動支援 (身体介護を伴う)	—	10時間／月 特別地域加算対象	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで
		検	

※ 【追加事項】

日中系サービス及び居住系サービスの支給決定日数に係る受給者証等の表記について

標記につきましては、平成18年4月1日の障害者自立支援法施行時より、以下のとおり表記してきました。

○日中系サービスの「原則の日数」

→ 「23日」(最大で23日まで利用可能の意)

○居住系サービスの「暦日数」

→ 「31日」(最大で31日まで利用可能の意)

しかしながら、原則の日数又は暦日数であることが明示されておらず当該日数の決定と取ることができ、サービス利用に支障を来すこととなる可能性があるため、今後は国の事務処理要領の取扱いどおりの表記とします。

○日中系サービスの「原則の日数」

→ 「月の暦日数－8日」

○居住系サービスの「暦日数」

→ 「月の暦日数」

平成21年4月以降、受給者証更新時等に随時切り替えを行います。